

改正・機械包括安全指針のポイント

◇機械包括安全指針とは

- 1 機械包括安全指針は、すべての機械に適用できる包括的な安全確保の方策に関する基準を示したもので、指針では、機械のメーカー、ユーザーのそれぞれが実施すべき事項を示しています。

労働安全衛生法第3条第2項に「機械その他の設備を設計し製造し、若しくは輸入する者は、機械が使用されることによる労働災害の発生の防止に資するよう努めなければならない。」とされ、機械メーカー等はこの指針に沿って機械を設計製造することが求められます。また、法第28条の2に事業者はリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施に努めることとされ、機械のユーザーは、この指針に基づく措置の実施が求められます。

- 2 今回の指針の主な改正点は、①法第28条の2に基づくリスクアセスメント及びその結果に基づく措置の実施が規定されたことから、機械の安全化の手順をこれに沿ったものに見直すとともに、②ISO規格等の国際基準との整合性を図ったものです。

◇機械包括安全指針による機械の安全化の進め方

次ページの図を参照

機械メーカーにおいては、

- 1 機械のリスクアセスメントを実施しましょう。

まず機械の設計段階でリスクアセスメントを行い、機械の危険性又は有害性を特定し、リスクを見積ります。リスクに応じた保護方策を実施し、適切なリスクの低減を行います。

この際、機械の本来の使い方だけでなく予見可能な誤使用やトラブル処理時などのリスクも考慮する必要があります。

- 2 リスクアセスメントの結果に基づき、保護方策を実施しましょう。

機械の本質的な安全化を進める上で、**設計・製造段階での機械の安全化を図ることが根本的対策として最も効果的です。**機械を操作する者に頼らない本質的な安全方策を優先して実施することが重要です。

- 3 上記2の設備対策を講じた後に存在する残留リスクについては、**「残留するリスクの内容とその対処法についての必要な情報等を、「使用上の情報」としてユーザーに提供しましょう。」**

機械ユーザーにおいては、

- 1 メーカーから提供された「使用上の情報」を活用し、リスクアセスメントを実施し、「使用上の情報」に記載のあった事項以外も含め、必要な保護方策を実施し、リスクが適切に低減されたことを確認しましょう。ユーザーでの設備対策を講じた後に存在する「残留リスク」に対しては、作業手順の作成や教育訓練の実施などの措置を行った上で機械を使用しましょう。

- 2 リスクアセスメントを実施する上で必要な情報がメーカーから提供されていない場合には、メーカーに情報を提供するよう求めましょう。また、発注の段階で安全に関する仕様をメーカーに提示するとともに、使用開始後に明らかになった安全に関する情報をメーカーにフィードバックしましょう。